

テーマ別の検討③

1. 事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化 P 3 ~
旅客船事業者に対応しい安全意識の確保
2. 安全管理規程の実効性の確保 P20~

知床遊覧船事故のような痛ましい、悲惨な事故を二度と起こさないため、海域毎の特性を踏まえつつ、安全対策を重層的に強化し、安心・安全な小型旅客船を実現するため、本検討委員会において、以下の項目についてテーマ別に議論を進める。

※事故原因の調査の状況、国会や本検討委員会における議論等も踏まえつつ、検討事項の追加・変更を行う。
※当面、比較的速やかに具体化可能なものについて、優先的に検討する。

国

- 監査・行政処分のあり方
- 船舶検査の実効性の向上
- 利用者への安全情報の提供

チェック

第4回検討委のテーマ

事業者

人・船

- 事業参入の際の安全確保に関する
チェックの強化
- 船員の技量向上
- 設備要件の強化

等

安全意識・マネジメント

- 旅客船事業者に応じた安全意識の確保
- 安全管理規程の実効性確保

等

1. 事業参入の際の安全確保に 関するチェックの強化 旅客船事業者に対応しい 安全意識の確保

これまでの検討委における主な関連ご意見

- 安全統括管理者や運航管理者の養成・研修が必要。
- 行政の規制を強くすれば良いというものではなく、不適切な事業者の撤退を促すことが重要。
- 遊漁船業の登録は5年毎の更新制。
- 各地域の気象・海象の特性を地域の事業者間で共有し、相互に学んではどうか。
- 行政が全てを監査するのは大変。民間や地域における相互のチェックもポイント。

国会におけるご指摘 その他

- 主に近隣住民が利用し、運航が通年継続している離島航路等と、主に観光客が利用し、シーズン毎に人員が入れ替わることも多い遊覧航路等を一律に扱うべきか否か。
- 現行の届出制度で定める運航管理者の要件のうち、特に「運航管理に関する3年以上の実務経験」は、適切なものか。
- 他の交通機関の例を踏まえ、「事務所で安全な運航体制を管理する者」が持つべき資質があるのではないか。
- 運航管理者の資質や、選任要件を満たしているか否かについて、裏取りをして確認するべきではなかったか。現行の届出制度では、十分な確認ができないのではないか。
- 実効性を担保するために、その地域の全ての運航者で気象・海象について情報を交換し、出航の可否を多数決で決め、全ての運航者がその決定に従うような仕組み（組織）が作れないのか。
- 運航基準等の規定の運用が正しく行われるためには、相互チェックの仕組みが必要であり、協議会への加盟を許可等の条件とするべきではないか。
- 安全を優先しない事業者の参入をさせないため、規制緩和路線はやめるべきではないか。
- 安全遵守の取組がよい加減な事業者は、軽井沢スキーバス事故での対応に倣って、断固たる対応をすべきではないか。

現行制度：安全統括管理者及び運航管理者

【安全統括管理者及び運航管理者の選任】(法第10条の3・第23条)

- 海上運送法に基づき、各運航事業者は、**安全統括管理者及び運航管理者を選任し、国土交通省への届出を行う義務。**
- **安全統括管理者とは、輸送の安全を確保するための事業の管理体制等を統括管理する者。**
- **運航管理者とは、輸送の安全を確保するための運航管理に係る業務を統括する者。**
- 安全統括管理者、運航管理者が、職務を怠り、引き続き職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすと認められる場合、国土交通大臣は運航事業者に解任すべきことを命ずることができる。

安全統括管理者



【選任要件】

次のいずれの要件にも該当すること

- 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位(取締役等)にあること
- 次のいずれかの要件に該当すること
 - ・船舶運航事業の安全に関する業務の経験期間が通算3年以上あること
 - ・これと同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めること

【職務内容】

- 安全マネジメント体制に必要な手順及び方法の確立、実施、維持
- 関係法令や安全管理規程の遵守徹底(安全教育)
- 事故状況、被害状況等の把握・分析、適切な対応措置等



安全教育



事故時の対応

運航管理者



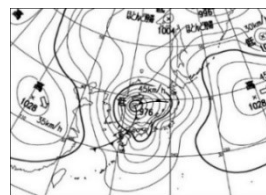
【選任要件】

次のいずれかの要件に該当すること

- 行おうとする事業に使用する旅客船と同等以上の総トン数を有する旅客船に、船長として3年又は甲板部職員として5年以上乗り組んだ経験があること
- 行おうとする事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航管理に関して3年以上の実務経験があること
- 総トン数100トン未満の旅客船1隻のみを使用する事業の場合、当該旅客船に船長として乗り組む資格を有すること
- 上記と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めること

【職務内容】

- 運航計画の作成
- 気象・海象状況等運航に関する情報の収集
- 発航前又は着岸後の旅客の乗降等の指揮統括等



運航に関する情報の収集



旅客乗下船時の作業統括

<事故を踏まえた課題>

シーズン毎に人員（船員・陸員）
が入れ替わり安全管理体制が大きく変動

行政指導だけでなく行政処分を
積極的に行うべき

安全性の意識が低い事業者を
撤退させる仕組みが必要

<対応（案）>

限定沿海以遠を航行する不定期航路の小型
船事業者に対する監査の実効性の向上

安全統括管理者・運航管理者の
資質の確保（試験・講習制度の創設等）

行政処分基準の明確化による
行政処分の厳格な運用 ※次回議論予定

事業許可更新制度の創設

安全統括管理者・運航管理者の
資質の確保（試験・講習制度の創設等）
（資格の更新制度を創設）

監査の実効性の向上

対応案

抜き打ち・リモートによる監視強化

発航可否判断の現場への立入り・リモート監査、運航管理者の所在を電話・リモートで確認、無線通信について立入り・リモートでテスト、シーズン直前に確認 等

監査件数の増加

監査機会を増やして、問題点を早期に把握し、確実に是正。
リモートの積極活用により、事業者に緊張感。第三者機関や運労官OBの活用も検討 等

安全統括管理者及び運航管理者の資質・要件の裏取り調査による確認

安全統括管理者・運航管理者本人へのインタビュー、経歴書等の精査、第三者への聞き取り 等

船舶検査情報の監査での徹底活用

船舶検査情報を監査前に入手、検査時のハード情報（修理・改造等）を監査でも確認し、矛盾点をあぶり出し 等

運航労務監理官の専門性向上

研修やマニュアルの充実により、専門性を向上

効果

これまで主に事業者と接する機会となっていた定期監査による確認に加え、抜き打ち・リモート等も活用し、監査項目も重点的に行うなど、監査機会を増加することで、きめ細かく事業者の状況を確認。事業者の違反への抑止力の拡大を図る。

適切な資質・要件を有した安全統括管理者及び運航管理者の確保が可能となる。必要に応じて監査でも確認する。

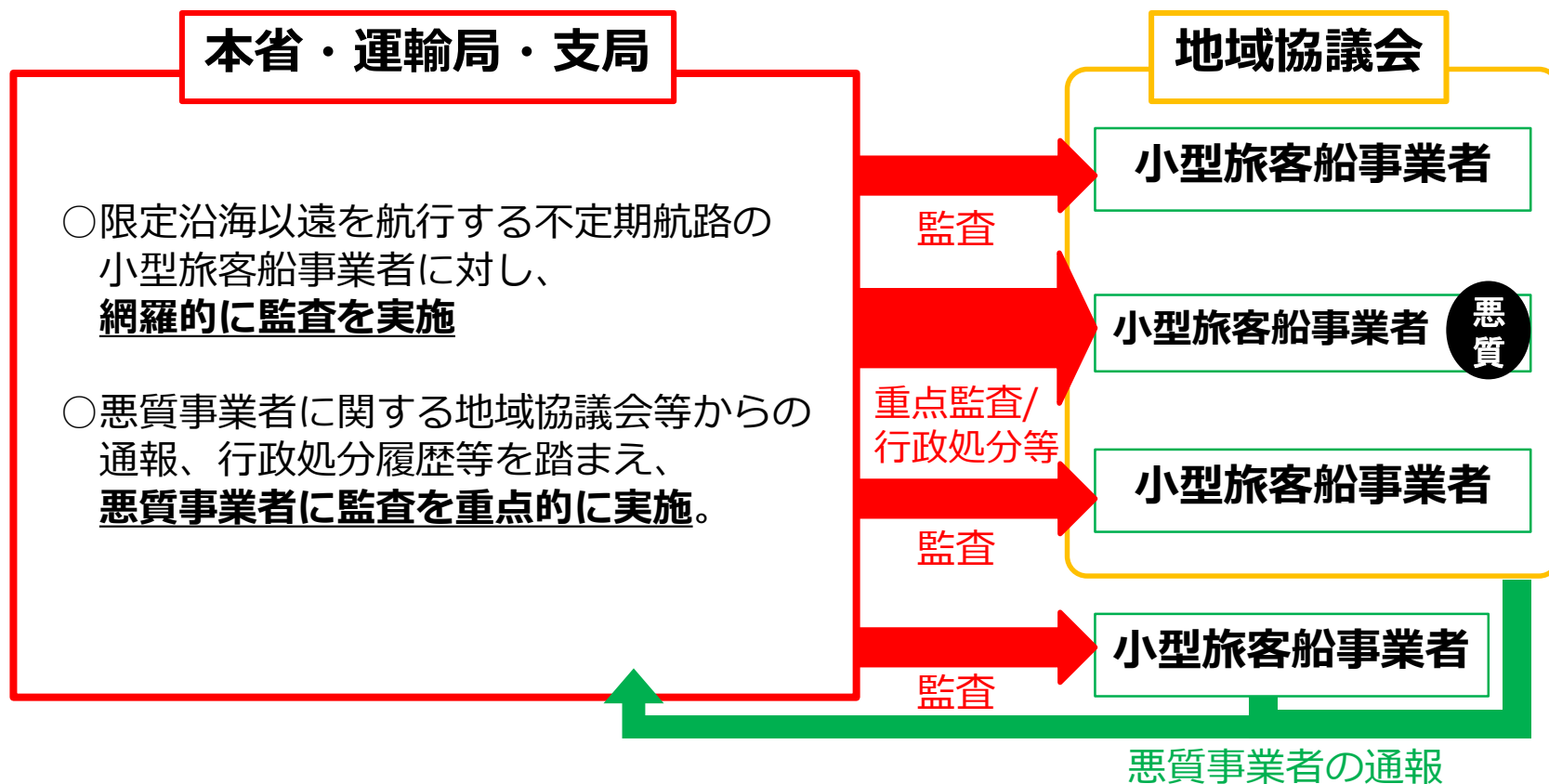
確実な監査が実施可能。

より効果的・効率的な監査が実施でき、例えば、

- ・ 確実な通信体制の確保、ハード面の法令順守状況について確実な監査実施が可能となる。
- ・ 悪質な事業者の虚偽報告等を見抜ける監査の実施が可能となる。

地域からの情報等を活用した監査の重点的な実施

- ・ 限定沿海以遠を航行する不定期航路の小型旅客船事業者に対し、網羅的に監査を実施し、不適格な事業者を撤退させる
- ・ さらに、悪質事業者に関する地域協議会等からの通報や行政処分履歴等を踏まえて監査を重点的に実施



運航管理者、安全統括管理者(経営層)の選任要件

第2回検討委でお示した方向性【運航管理者の適切な能力の確保】

①運航管理者への試験（関係法令・海事知識等）の導入※

※ 一定の経過措置を検討

②運航管理者への講習の受講義務付け

（選任後の定期的な一般講習受講、事故・行政処分後の特別講習受講）

③運航管理者の選任要件審査の厳格化

（証明書の添付義務付け、問合せによる裏取り）

第2回検討委の結果

- 委員の皆様から様々なご意見があり、これを踏まえ、委員長から「運航管理者の資格試験の実施や講習の受講だけではなく、第三者によるチェックや事業者に関する安全情報の積極的な公開などと併せて、全体として運航管理者を実質的に機能させる、運航管理の実効性を高める、という意見にまとまったのではないか」との総括があった。
- なお、運航管理者の資格試験や講習の対象者の範囲やその内容などについてご意見を頂戴したので、今後、事務局において具体案を検討する。



安全統括管理者（経営層）についても、同様の仕組みにより資質を確保する

	安全統括管理者（安統管）		運航管理者
資格要件	現行 ・ 以下の実務経験等が必要 ① 安全関係業務経験 3 年 ② 上記①と同等能力		・ 以下の実務経験等が必要 ① 船長 3 年又は甲板部職員 5 年 ② 運航管理業務経験 3 年 ③ 上記①又は②と同等能力
	追加 ・ 試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること ※ 2 年毎の更新制	実務経験の年限を短縮※ ※ 短縮幅は今後検討	・ 試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること ※ 2 年毎の更新制

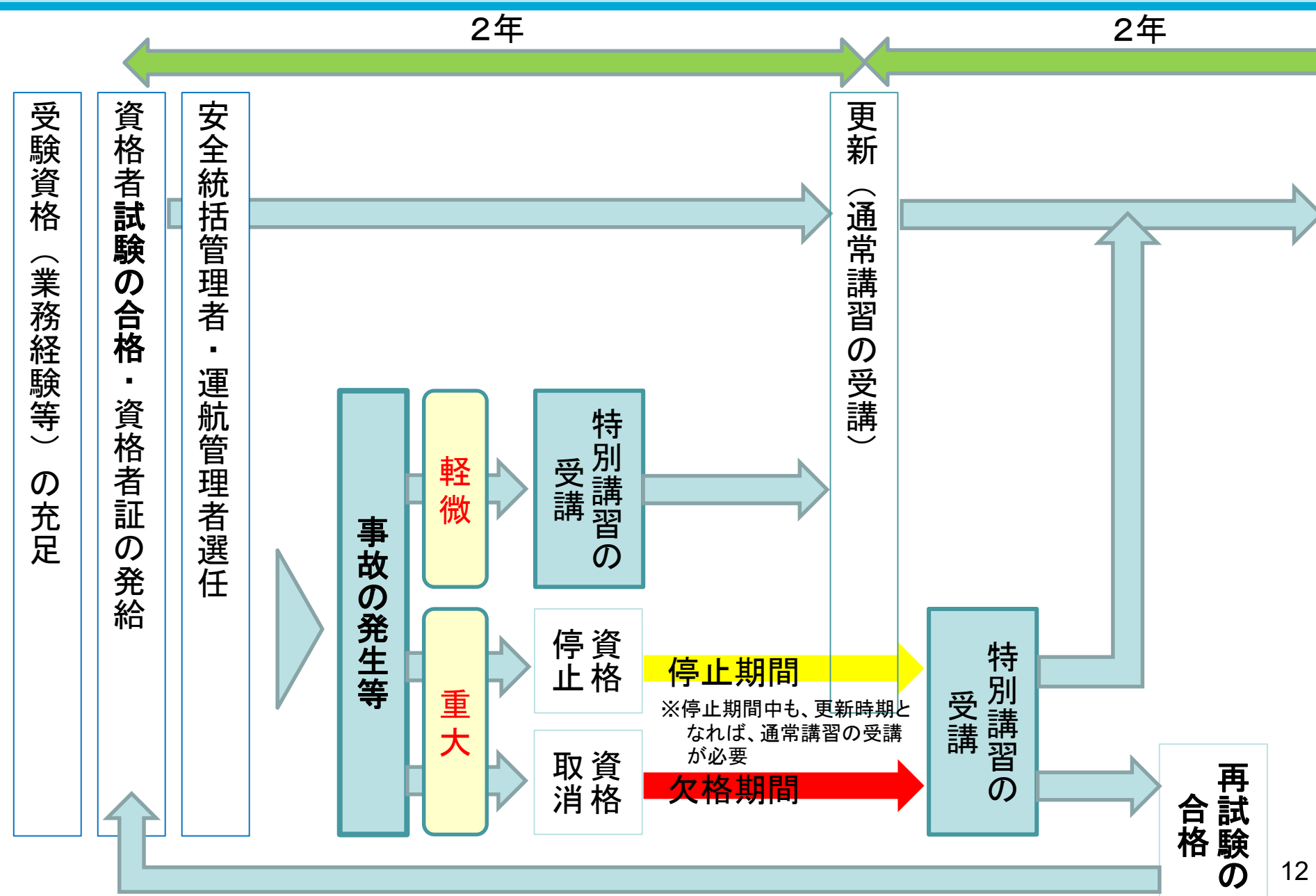
○本試験・講習は、小型・限定沿海以遠・不定期旅客航路の事業者※1を対象に義務化※2

※1 対象事業者の詳細は検討中。 ※2 現在選任されている安全統括管理者・運航管理者については経過措置を検討。

○試験合格者には資格者証を発給し、有効期限を2年とする

○資格者証の更新には、2年に1度通常講習(会場+Webにて実施)を受講する必要

○管理する船舶に関し事故を起こした場合等、特別講習(習熟度確認)受講や資格の停止・取消



貸切バスの更新制を踏まえた小型旅客船の対応

貸切バスの更新制

運輸安全マネジメント評価の実施

経営トップの安全意識の向上

経営者への試験制度（5年毎更新）

運行管理者への試験制度（2年毎更新）

5年毎の事業許可更新制度

更新時に今後5年間の安全投資計画の作成義務

小型旅客船における対応（案）

運輸安全マネジメント評価の実施

経営トップの安全意識の向上

安全統括管理者への試験制度の創設 （2年毎更新）

運航管理者への試験制度の創設（2年毎更新）

5年毎の事業許可更新制度の創設

- ・新規許可・更新時に今後5年間の**安全運航計画※（仮称）**の作成義務

※安全投資、要員確保、教育訓練等の計画

- ・法令遵守状況に応じて更新後の**許可期間を短縮**

- ・優良事業者※の**審査の簡素化**について検討

※事故歴や処分歴等を踏まえ決定

(参考)制度の比較(海上運送法・遊漁船法・道路運送法) 国土交通省

	海上運送法 (小型船・不定期航路事業)	遊漁船法	道路運送法 (貸切バス)
申請区分	許可	登録	許可
手続（安全規制）	安全管理規程の届出	業務規程の届出	安全管理規程の届出
更新の有無	無	有（5年毎）	有（5年毎）
事業者数の規模	606事業者（R3） うち、限定沿海以遠 を航行区域とする事 業者数は <u>272事業者</u>	※1 1.28万事業者（R2）	※2 4,004事業者（R1）

※1水産庁資料より

※2自動車局資料より

事業者と地域の相互連携による安全レベル向上の取組

- ・地域全体の安全レベルの向上を図るため、特に限定沿海以遠を航行する不定期航路の小型旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、知見を共有する取組や相互連絡体制の構築を推進
- ・地域協議会構築後にも、事業者協議会の加入状況、相互連絡体制や取組について確認

本省・運輸局・支局

- **地域協議会 届出制度の創設**により、
 - ・地域全体の安全レベルの向上
 - ・相互連絡体制の構築を推進
- 安全管理規程において **地域協議会の相互連絡体制や取組**を明記

届出の推進

相互連絡体制等を確認

地域旅客船安全協議会（仮称）【届出制】

小型旅客船事業者

地区旅客船協会

漁業関係者

自治体

※地域の実情に応じ、地域の関係者が参画

小型旅客船事業者

小型旅客船事業者

- 相互連絡体制
- 事業者間の相互チェック（**安全管理規程の遵守状況等**）
- 地域の気象・海象の特性等の**安全情報の共有**
- 日々の**運航可否判断を共有**
- 安全への取組のPR**
- 安全教育・研修の実施**

他事業者
海上保安庁

連携
知見の共有

第1回検討委における主な関連ご意見

- 何よりも安全に対する意識と事業を行う責任感を持ってもらうことが必要であり、その意識がなければ規制を強化しても事故は防げない。
- 「国による管理監督が悪い」というより、規制の意味を事業者がきちんと理解することが大切。そのためには関係者の資質を高めていくことが必要。
- 海の世界は、シーマンシップに頼っており、性善説に立っている。しかし、最近の船舶事故をみると、ここが弱くなっている。
- 不祥事が起こる裏にはリスクがあるにも関わらず、ルールを守らなくても当然となっている等、世間の常識とのズレが起きている。今回の事故もルールに問題があったのか、ルールを遵守すれば防げるものであったのか、検討が必要。
- ルールや設備のような表面的なものでは事故を防げない。運輸安全マネジメントの常態化・日常化が必要。人間力が重要であり、人材を養成することが必要。

現行制度：運輸安全マネジメント評価

国土交通省

◆ 運輸安全マネジメント評価

本省・地方運輸局の評価チームが事業者赶赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、安全管理体制の向上に向けて評価を実施

評 価



運輸安全マネジメント評価の実施の様子

運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、①安全統括管理者の選任、②安全管理規程の作成等の義務付け
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、ガイドラインを参考に自主的な安全管理体制を構築・運営

①経営トップの責務

経営トップは、安全管理体制に主体的かつ積極的に関与し、リーダーシップを発揮する
安全管理体制が適切・円滑に運営されるよう、経営管理部門に対して、確実に指示等を行う

②安全方針

③安全重点施策

安全方針を設定、周知するとともに、安全方針実現のための具体的施策を策定・実施

P

④安全統括管理者の責務

⑤要員の責務・権限

⑧重大な事故等への対応

⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保

⑨関係法令等の遵守の確保

⑦事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

D

⑫マネジメントレビューと継続的改善

マネジメントレビューの結果等、安全管理体制の中で明らかになった課題等に対する是正措置及び予防措置を実施

A

⑪内部監査

安全管理体制の運用状況の社内チェックを少なくとも1年毎に実施（重大事故等の場合随時）

C

⑬文書の作成及び管理

⑭記録の作成及び維持

- 小規模事業者への制度の周知啓発を目的に、平成26年10月より運用開始。
- シートは「企業用シート」と「個人事業者用シート」の2種類。
- 国土交通省職員が事業者に対してインタビューを行い、その内容を踏まえてシートのチェック項目に記入。
- シートへの記入完了後、シートを事業者へ手交し、結果概要について説明を行った上で、今後の取り組みを促す。

(例) 企業用シート

(事業者用)

実施日	
実施場所	
事業者名・対応者	

<2> インタビューとチェック

(安全管理・安全運航のための留意点)

1. 安全管理の考えと計画

☐ ①安全最優先の原則を社内に周知しましょう。

☐ ②安全方針を定め、社内に周知しましょう。

☐ ③具体的な安全目標を定めましょう。

☐ ④船舶、乗降設備、係船設備を保守・整備し、また必要な乗組員を乗船させましょう。

☐ ⑤安全統括管理者を選任し、積極的に安全確保に取組みましょう。

2. コミュニケーション

☐ ①代表者（経営者）は、直接社員・乗組員と安全について話す機会を設けましょう。

☐ ②代表者（経営者）は、社員・乗組員の安全に関する意見・要望を聴いて対応しましょう。

☐ ③他部署・部門との会議等、社内で安全に関する横断的な話し合いの場を設けましょう。

☐ ④地域の協会、同業者、組合等から運動に関する情報収集等を行います。

☐ ⑤旅客輸送をする場合、旅客に対する安全啓発（船内アナウンス等）を行います。

3. リスクに関する情報の収集・活用

☐ ①事故発生時の対応手順や連絡方法を定め、必要な部署に周知しましょう。

☐ ②自社のトラブルやヒヤリハット情報を収集しましょう。

☐ ③旅客・荷主の声、他社の事故事例等を収集し、必要に応じて対応しましょう。

☐ ④事故、トラブルが発生した場合、再発防止対策を講じましょう。

4. 安全管理体制における取組み

☐ ①関係法令の遵守や安全運航に必要な情報を定期的に確認して社員・乗組員に周知しましょう。

☐ ②輸送の安全確保に必要な手順・規程等を作成しましょう。

☐ ③運航に際して、見直し・改善や安全確保に必要な情報を収集しましょう。

☐ ④運輸局で提供される安全管理研修会又は運輸安全管理研修会等に参加しましょう。

☐ ⑤船舶の運航に必要とされる研修・講習会等を受講しましょう。

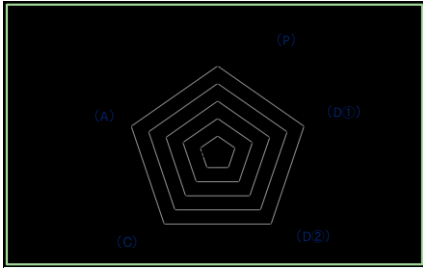
5. 見直しと改善

☐ ①安全に関する目標の達成状況や安全管理の取組状況を年1回以上確認しましょう。

☐ ②安全に関する取組みに問題があった場合、改善や対策を実施しましょう。

☐ ③実施した改善や対策を記録しましょう。

<3> チェック結果とアドバイス



総合アドバイス欄

☐ **安全管理の考えと計画(P)**
代表者（経営者）としての安全管理に対する取組みはできています。今後は、輸送の安全に関する目標や取組計画を作成するなど、積極的に取組みましょう。

☐ **コミュニケーション(D1)**
輸送の安全に関する目標や取組計画による取組みはできています。今後は、社内や関係機関等とのコミュニケーションの確保及び旅客への安全啓発を図りましょう。

☐ **リスクに関する情報の収集・活用(D2)**
社内や関係機関等とのコミュニケーションの確保及び旅客への安全啓発はできています。今後は、事故、トラブルの再発防止のための対策が図られる仕組みを構築しましょう。

☐ **安全管理体制における取組み(C)**
事故、トラブルの再発防止のための対策が図られる仕組みはできています。今後は、安全管理体制を定期的にチェックする仕組みを構築しましょう。

☐ **見直しと改善(A)**
安全管理体制を定期的にチェックする仕組みはできています。今後は、定期的なチェックにより把握した結果を踏まえ、必要に応じ、見直し・改善が図られる仕組みを構築しましょう。

自由記載欄

お問い合わせ先

対策の方向性（案）

限定沿海以遠において小型旅客船を運航する不定期航路事業者に対しては、

【管理者の資質の確保】

- 安全統括管理者及び運航管理者の選任時の試験・講習とその更新制の創設や審査の厳格化により、両者の資質の確保を徹底的に行う

【不適格な事業者の排除】

- 監査を強化・徹底するとともに、事業許可更新制度を創設
- 地域からの情報・通報や行政処分・指導履歴等を踏まえ監査を重点的に実施

【運輸安全マネジメントの強化】

- 小型旅客船事業者に対する運輸安全マネジメントを強化
 - ・ 小型旅客船事業者の経営トップの安全意識の底上げ・向上
 - ・ 経営トップの交代があった事業者等には、重点的に評価を実施
- 小型旅客船事業者の運輸安全マネジメント評価結果と監査情報を共有

【地域全体の安全レベルの向上】

- 地域の関係者が連携し安全意識を高め知見を共有する取組や、相互連絡体制の構築を促進

2. 安全管理規程の実効性の確保

現行制度：安全管理規程

【安全管理規程】(法第10条の3 ※準用される場合を含む。)

- 安全管理規程とは、海上運送法に基づき、運航事業者が、輸送の安全を確保するための事業運営の方針・計画、組織及び情報連絡体制、運航方法、緊急事態の対処方法等を定めたもの。
- 海上運送法に基づき、運航事業者が作成、国土交通省への届出義務。
- 国土交通省は、運航事業者が作成する際の参考のため、安全管理規程の作成例としてひな形を公表。

安全管理規程

＜小規模航路事業者(総トン数100トン未満の船舶を使用する事業者等)用ひな形＞

(主な項目)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営トップの責務 ・ 安全管理の組織 ・ 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名 ・ 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務態勢 ・ 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限 ・ 安全管理規程の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航計画、配船計画及び配乗計画 ・ 運航の可否判断 ・ 運航に必要な情報の収集及び伝達 ・ 輸送に伴う作業の安全の確保 ・ 輸送施設の点検整備 ・ 海難その他の事故の処理 ・ 安全に関する教育、訓練及び内部監査等 |
|---|--|



作業基準

陸上及び船内作業体制、乗下船作業、旅客の遵守事項等の周知 等

事故処理基準

事故等発生時の通報、事故の処理 等

運航基準

運航の可否判断、船舶の航行方法、情報連絡体制 等

○海上運送法(昭和24年法律第187号)(抄) ※不定期旅客事業においては以下の条項を準用
(安全管理規程等)

安全管理規程関係

安全管理規程の
届出義務

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者(一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運航管理者(一般旅客定期航路事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

具体的な記載事項は
省令に規定

安全統括管理者・運航管理者関係

安全管理規程の
変更命令

4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。



現行制度：安全管理規程に係る根拠条文②(海上運送法施行規則)

○海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）（抄） ※不定期旅客事業においては以下の条項を準用

（安全管理規程の内容）

第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までに於いて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項

ハ 取組に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ 勤務体制に関する事項

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

ホ 運航管理者の権限及び責務に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

（1）運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

（2）運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

（3）気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のために必要な情報の収集及び伝達に関する事項

（4）航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

（5）危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

（6）旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

（7）船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

（8）旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項

ハ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ニ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 運航管理者の選任及び解任に関する事項

○海上運送法施行規則(抄)

※不定期旅客事業においては以下の条項を準用

(安全管理規程の設定又は変更の届出)

第七条の三 法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者(対外旅客定期航路事業を営む者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定(変更)届出書を事業開始の日(変更届出の場合は、当該変更を実施する日)までに所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 届出をしようとする安全管理規程(変更届出の場合は、新旧の安全管理規程(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
- 三 事業開始予定期日(変更届出の場合は、その実施の予定期日)
- 四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第七条の四 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(対外旅客定期航路事業を営む者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任し、又は解任した年月日
- 四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の二の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
- 二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が第七条の二の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

現行制度：安全管理規程のひな形(抜粋)

安全管理規程(抜粋)

＜小規模航路事業者(総トン数100トン未満の船舶を使用する事業者等)用ひな形＞

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航の可否判断)

- 第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
 - 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、

避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

- 4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 (略)

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 (略)

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

現行制度：安全管理規程のひな形(抜粋)

安全管理規程(抜粋)

＜小規模航路事業者(総トン数100トン未満の船舶を使用する事業者等)用ひな形＞

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査(点検)を終え出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 入港したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(船長のとるべき措置)

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第46条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

現行制度：安全管理規程のひな形（抜粋）

運航基準（抜粋）

＜小規模航路事業者（総トン数100トン未満の船舶を使用する事業者等）用ひな形＞

（発航の可否判断）

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
港 名			
〇〇港、〇〇港及び〇〇港	m/s以上	m以上	m以下
〇〇港	m/s以上	m以上	m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	m/s以上	波高	m 以上
----	-------	----	------

（運航の可否判断等の記録）

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を〇〇〇に記録するものとする。 運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

（通常連絡等）

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 〇〇地点、〇〇地点

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

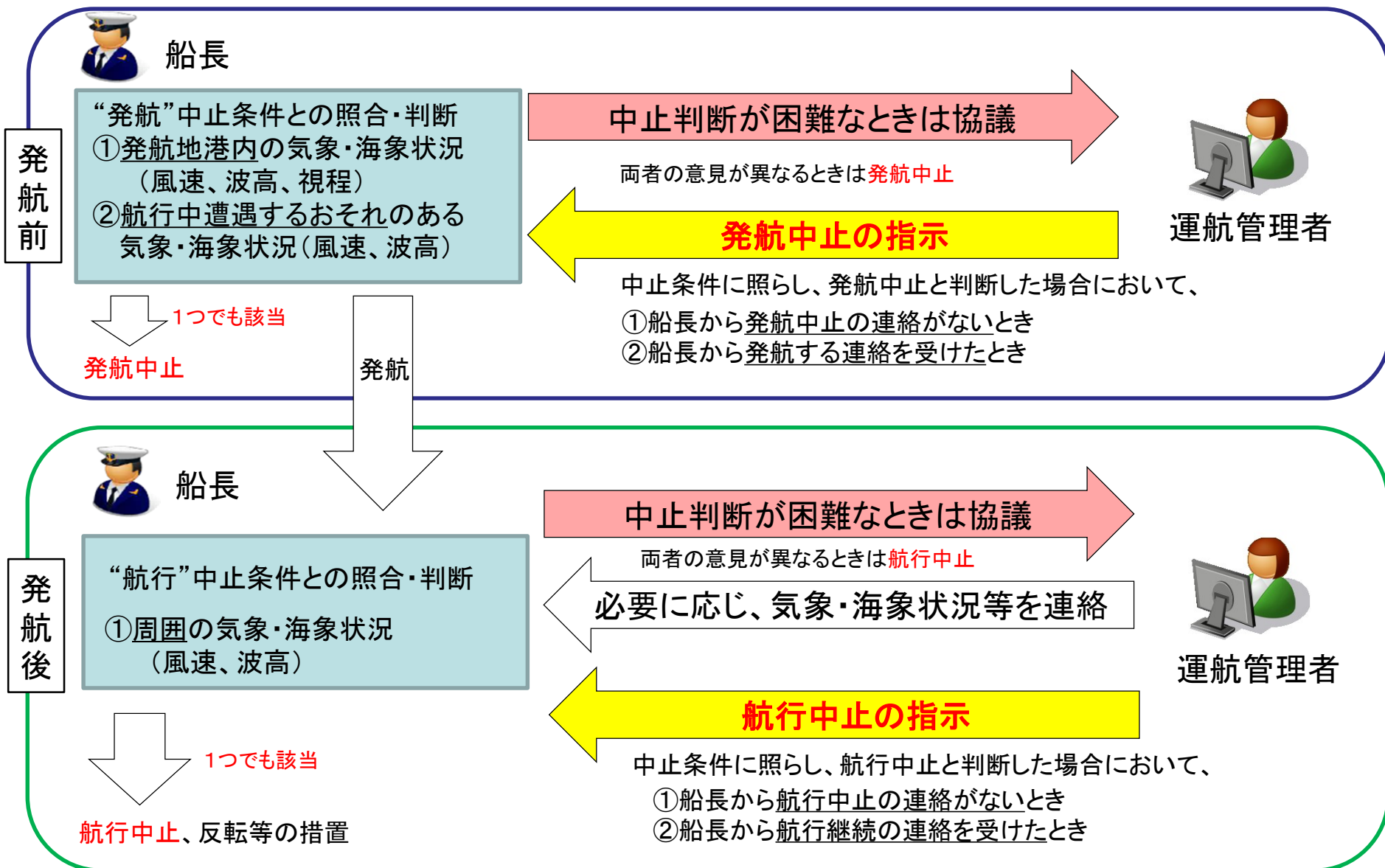
（連絡方法）

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

（例）

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は営業所	〇〇MHz無線電話、船舶電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	緊急用無線電話、船舶電話

現行制度：運航の可否判断



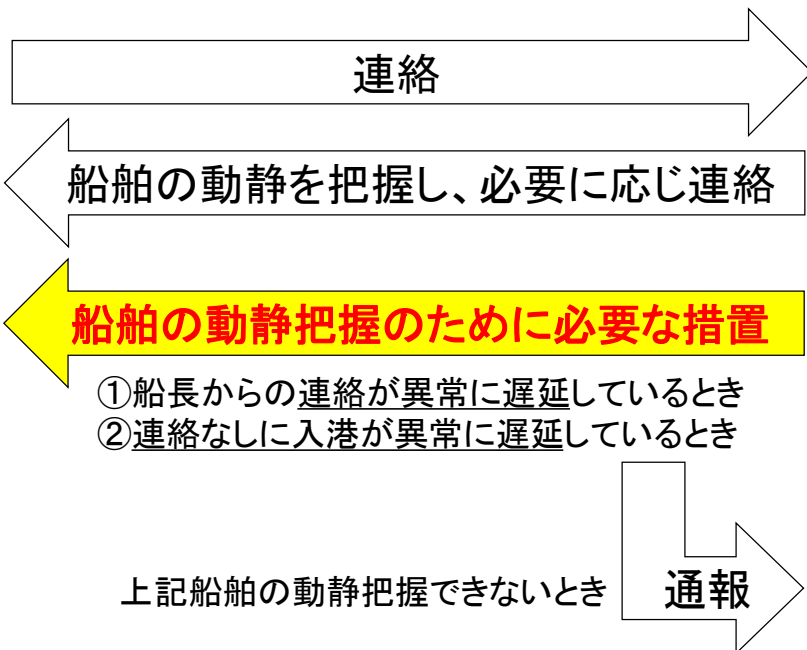
現行制度：航行中の通常連絡及び非常連絡

通常
連絡



船長

- ①出港時
- ②基準経路の地点通過時
 - ・通過地点名
 - ・通過時刻
 - ・天候、風速、波浪等の状況
- ③入港時



運航管理者

- ・就航中は原則事務所に勤務
- ・離れるときは運航管理補助者との連絡体制を構築



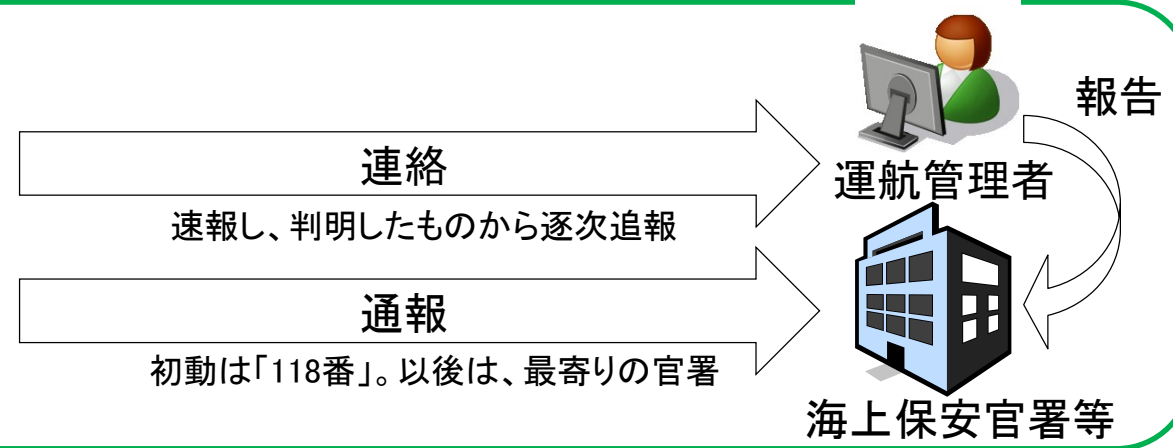
海上保安官署等

非常
連絡



船長

- ①事故発生時
 - ・日時、場所
 - ・事故等の状況
 - ・死傷者の有無
 - ・救助の要否 等



運航管理者



海上保安官署等

主な論点

第1回検討委における主な関連ご意見

- そもそも決められたルールを守っていないことが問題。
- 安全管理規程のうち、重要なものは省令等に格上げし、違反に一定の制裁があることを明確化してはどうか。
- 海上運送法は公益通報者保護法の対象となっている。

国会におけるご指摘 その他

- 事業者による運航の可否判断及び当該判断の行政による監視に関し、IT化等による客観性確保のための方策をとれないか。
- 今回の事故は運航基準、安全管理規程に基づいて運航していれば事故を回避できたのではないか。
- 届出された安全管理規程（の一部）を公表することで、運航事業者の遵守意識を醸成できるのではないか。
- 安全管理規程に規定された訓練の実施頻度を上げ、公表義務を課すべきではないか。
- 運航管理補助者／運航管理者代行の存在により、運航管理の責任の所在が不明確ではないか。
- 船長が運航管理者を兼ねることは認められるか。
- ひな形の位置づけ、内容は必要十分なものか。
- 運航可否判断に裁量の余地がなくなるよう、ひな形の条文を改正すべきではないか。
- 安全管理規程への通信手段の規定ぶりに改善の余地はないか。
- 行政側が、届出された安全管理規程の内容をしっかりと審査すべきではないか。
- 海上運送法に基づく安全管理規程は届出制であるが、国交省は、運航事業者が安全管理規程に従って運航しているかをどのようにチェックするのか。単に受理するだけでなく、許可制又は国による確認の仕組みを導入するべきではないか。
- 安全管理規程に違反した事業者は、単なる指導ではなく、「事業停止」以上の処分にしないと実効性が担保できないのではないか。（※本論点は、次回議論予定）

現行制度の課題

<運航の可否判断の体制>

現行

- 基本的には船長が運航の可否判断を行うが、運航管理者が中止判断した場合には船長に指示できる。

課題

- 運航管理者と船長の双方が可否判断を誤り、運航の中止判断を適切にできないおそれ（安全管理規程に示された規定どおりに運航の可否判断を行っていないおそれ）。
- 運航管理者と船長が兼任となる場合、運航の中止判断を適切にできないおそれ。

<安全管理に関する情報の公表>

現行

- 事業者は、海上運送法に基づき、輸送の安全の確保に関する事項をインターネット等で公表。

課題

- 運航基準や運航可否判断のフローが対外的に明確になっておらず、利用者の目で事業者を律するという牽制機能が働いていない。

<運航管理の責任体制>

現行

- 運航管理者や運航管理補助者、運航管理者代行の選任が可能となっている。

課題

- 運航管理者や運航管理補助者等の業務分担があいまいな運用となっている。

<ひな形の位置づけ、安全管理規程の届出>

現行

- 安全管理規程のひな形を事業者に示した上で、規程の届出を義務付け。

※規程に記載すべき事項は省令で規定。
※ひな形は時代背景に合わせて適時改正。

課題

- 安全管理規程のひな形を示しているが、作成における事業者の裁量の余地が大きい。
- 届出時における国によるチェックが必要

対策の方向性（案）

①事業者による運航の可否判断の客観性確保

例：気象・海象情報の取得手段（気象庁HP等）も含めた運航可否判断の時点・手順の具体化、地域旅客船安全協議会での情報共有 等

②安全管理規程（運航基準含む）や、規程に基づき作成される運航可否判断のフロー図、その判断結果等の公表義務化

原則としてインターネットで公表

③運航管理の責任体制の明確化

補助者や代行の選任を廃止し、運航管理に係る権限を運航管理者へ一元化、運航管理者の当番表作成
乗船時間中の船長は、運航管理者との兼務を禁止

④安全管理規程（ひな形）の充実及び重要な規定の法令化

例：各種記録（定点連絡、運航管理者の当番表含む）の徹底と記録簿の保存、
運航可否判断の時点・手順の具体化 等

⑤安全管理規程の届出時におけるチェックの厳格化

例：チェックマニュアルの作成

対策の方向性(補足:運航可否判断の手順具体化)

○ 運航の可否判断に客観的な判断が出来るよう、手順を具体化し、ひな形に規定する

船長又は運航管理者は、発航予定時間の〇時間前に、気象・海象に関する情報を入手

あらかじめ気象・海象の確認方法を安全管理規程に定めておく
(例)風速<〇×に設置された風速計により確認> 等



風速計



波高計



視程



天気図

視程等、目視判断が必要な場合は、地元協議会等の情報も考慮

